

国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の第3回試算結果 について（平成29年8月31日現在）

1 試算の概要

平成30年度の国保事業費納付金（市町から県へ納付するもの）及び市町村標準保険料率（県が市町へ示す保険料率）の算定に向け、平成28年度の数値を基に国の配付した算定標準システムを用いて、平成29年度の数値について3回目の試算を行った。

(1) 試算の基本原則（前回の試算〔平成29年5月19日公表〕と同じ）

平成29年度推計は、平成29年度に新制度が適用されたものと仮定し、統一保険料率とするために、納付金算定基礎額が保険料収納必要総額に等しくなるよう公費や経費等を調整するとともに、市町毎の医療費水準は反映せず（ $\alpha = 0$ ）、市町毎の所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分（シェア）を行った。

納付金算定基礎額＝保険料収納必要総額（本来集めるべき保険料総額）⇒ 統一保険料率

(2) 今回の前提条件（前回の試算との変更点）

- ・所得係数 β は、国の指示により標準システムで算出した次の数値とした。

医療分 \div 0.98097, 支援金分 \div 0.97893, 介護分 \div 0.97383

応能比率：応益比率＝医療分 49.52 : 50.48, 支援金分 49.47 : 50.53, 介護分 49.34 : 50.66

- ・平成30年度から拡充予定の追加公費約1,700億円（全国ベース）のうち1,200億円を算入したが、このうち、本県の激変緩和措置では、国の普通調整交付金の暫定措置分（約5億円）を活用した。
- ・平成28年度数値は、被保険者数の減少、保険給付費の減少を反映した決算額を用いた。
- ・平成29年度推計は、激変緩和措置を予行するとともに、前期高齢者交付金精算相当額（新制度施行後2年間、市町が個別負担する旧制度分の返還金〔過年度の超過交付分〕）については、保険料収納必要額から控除し、保険料以外の財源充当を想定しているが、控除せず保険料徴収する場合も併記した。
- ※ 激変緩和措置：措置期間（6年間）終了後に県内市町で最大となる上昇率26%を踏まえ、1人当たり保険料収納必要額の新旧制度間の比較（丈比べ）によって一定率（約3.42%）を超える伸び率を抑制

(3) 試算の結果（前回の試算との相違点、別紙1参照）

○1人当たり保険料収納必要額（平成28年度決算ベース）【全県】

- ・平成28年度における被保険者数（見込）の減少による「現行保険料」の水準の上昇
〔一般被保険者数 617,691人 → 608,226人（▲9,465人）〕
- ・平成28年度における1人当たり医療費（見込）の減少による「本来集めるべき保険料」の水準の低下
〔1人当たり医療費 406,385円（H27決算）→ 402,770円（H28決算）（▲3,615円）〕
- ・「現行保険料」と旧制度における「本来集めるべき保険料」の水準の格差の縮小（法定外繰入金等の減少）

区 分	前回試算	今回試算	差 引
法定外繰入後①	119,249円	121,889円	+2,640円
法定外繰入前③	130,307円	123,644円	▲6,663円
法定外繰入金等②	11,058円	1,755円	▲9,303円

○1人当たり保険料収納必要額（平成29年度推計）【全県】

【統一保険料率ベース】（激変緩和措置終了後のイメージ）

- ・公費拡充や医療費減少による新制度における「本来集めるべき保険料」の水準の低下
- ・「現行保険料」と新制度における「本来集めるべき保険料」の水準の増加率の縮小
- ・前期高齢者交付金精算相当額（支払基金への返還金）の算入などによる新制度における「本来集めるべき保険料」の水準の上昇

区 分	前 回	今 回	差 引
法定外繰入前⑤	129,781円	127,211円	▲2,570円
増減率⑦	8.83%	4.37%	▲4.46ポイント
影響額④	▲526円	3,567円	+4,093円

【激変緩和措置適用後】（新制度開始時のイメージ）

- ・新制度施行後2年間、前期高齢者交付金精算相当額（旧制度分の返還金）を保険料収納必要額から控除し、保険料以外の財源を充当することに加え、公費拡充（暫定措置分）による新制度における「本来集めるべき保険料」の水準の低下
- ・「現行保険料」と新制度における「本来集めるべき保険料」の水準の増加率の縮小

区 分	統一保険料率ベース	激変緩和措置適用後	差 引
法定外繰入前⑤'	127,211円	123,990円	▲3,221円
法定外繰入前⑤''		126,360円	▲851円
増減率⑦'	4.37%	1.72%	▲2.65ポイント
増減率⑦''		3.67%	▲0.70ポイント

※ 法定外繰入前⑤''及び増減率⑦''は、前期高齢者交付金精算相当額を控除しない場合の数値。

○1人当たり国保事業費納付金（平成29年度推計）【全県】

国保事業費納付金には、シェアされた保険料収納必要額に、地方単独事業の減額調整分、財政安定化支援事業や保険者支援制度などの市町からの法定内繰入金や市町向け交付金を個別加算した。

【統一保険料率ベース】 140,768円

【激変緩和措置適用後】 139,947円

○市町村標準保険料率（別紙2参照）

現行保険料率（平成28年度）に比較して、準統一の保険料率（統一保険料率をベースとして市町毎の収納率を反映したもの）、激変緩和措置適用後の保険料率（3方式）、激変緩和措置適用後の保険料率（4方式など市町村算定方式）の3種類を算定した。

○モデルケースによる保険料額

2つのモデル世帯の保険料額について、現行保険料率及び3種類の標準保険料率を算定

- ①旧ただし書所得200万円（夫給与収入360万円，妻年収0円），40代夫婦2人世帯
- ②旧ただし書所得194万円（夫給与収入350万円，妻年収0円），40代夫婦2人に子ども2人を加えた家族4人世帯〔2割軽減世帯〕

※ 激変緩和措置適用後の保険料率及び保険料額については、前期高齢者交付金精算相当額を控除しない場合も併記した。

2 今後の予定

- ・平成29年11月 国からの仮係数に基づく，国保事業費納付金等の仮算定
- ・平成30年1月 国からの確定係数に基づく，国保事業費納付金等の本算定
- ・ 同年3月 市町へ国保事業費納付金額の通知

新制度における1人当たり保険料収納必要額【平成29年8月31日現在の試算】

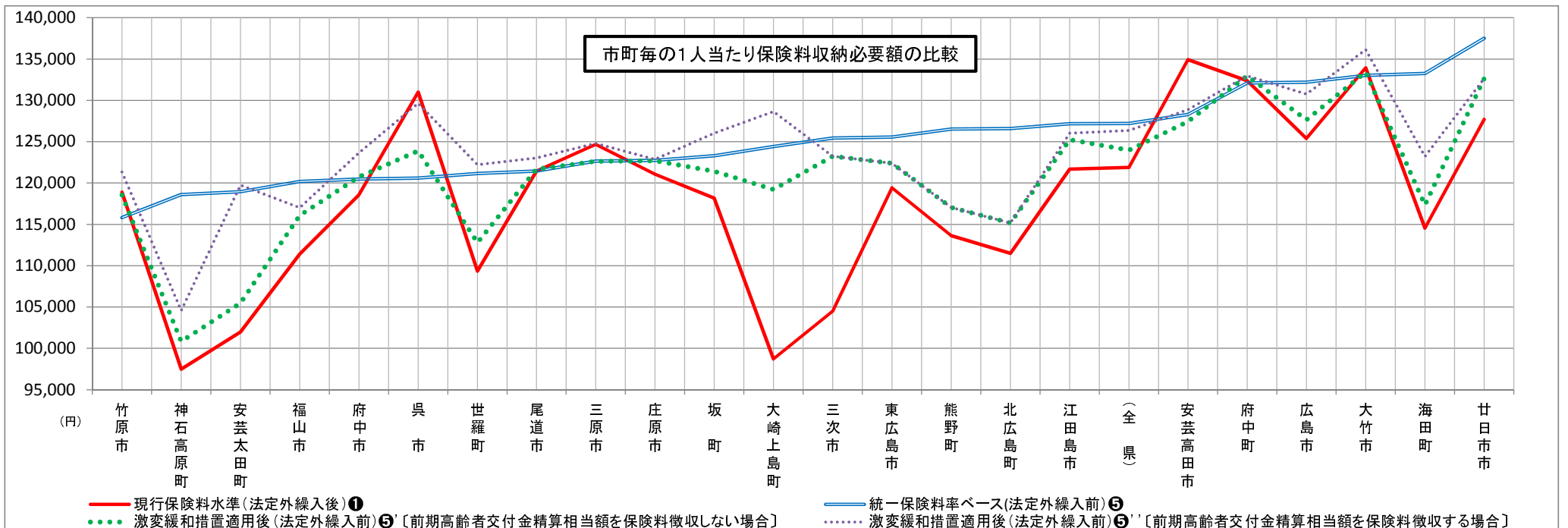
<試算条件等>

- 平成29年度推計【統一保険料率ベース】は、平成29年度に新制度が適用されたものと仮定し、統一保険料率とするために、納付金算定基礎額が保険料収納必要総額に等しくなるよう公費や経費等を調整するとともに、市町毎の医療費水準は反映せず(α=0)、市町毎の所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分(シェア)を行っている。
【納付金算定基礎額=保険料収納必要総額(本来集めるべき保険料総額) ⇒ 統一保険料率】
- 所得係数βは、国の指示により標準システムで算出した数値(医療分=0.98097、支援金分=0.97893、介護分=0.97383)としている。
応能比率: 応益比率=医療分49.52:50.48、支援金分49.47:50.53、介護分49.34:50.66
- 追加公費については、国の指示により1,700億円(全国ベース)のうち1,200億円を算入している。
- 平成28年度数値は、被保険者数の減少、保険給付費の減少を反映した決算額を用いている。
- 平成29年度推計【激変緩和措置適用後】は、下記の激変緩和措置(一定割合=3.42%)を適用するとともに、前期高齢者交付金精算相当額(新制度施行後2年間、市町が個別負担する旧制度分の返還金)を保険料収納必要額から控除し、保険料以外の財源充当を想定しているが、控除せず保険料徴収とする場合も併記した。
- 「1人当たり保険料収納必要額」とは、当該市町が本来集めるべき保険料総額の1人分をいう。
- 激変緩和措置適用後には、県独自の市町間の負担水準の調整は反映していない。

市町	基本情報				試算情報〔1人当たり〕															
					(平成28年度決算ベース)								(平成29年度推計)							
					【統一保険料率ベース】								【激変緩和措置適用後】				【激変緩和措置適用後】			
	一般被保険者数※1	一般被保険者1人あたり所得金額※2	医療費指数※3	標準的な収納率※4	保険料収納必要額(法定外繰入後)※5	法定外繰入金等の額※6	保険料収納必要額(法定外繰入前)※7	納付金方式(シェア方式)の導入等による影響額※8	保険料収納必要額(法定外繰入前)※9	⑨に対する増減率※10	⑩に対する増減率※11	納付金方式(シェア方式)の導入等による影響額	保険料収納必要額(法定外繰入前)※9'	⑨'に対する増減率	⑩'に対する増減率	納付金方式(シェア方式)の導入等による影響額	保険料収納必要額(法定外繰入前)※9''	⑨''に対する増減率	⑩''に対する増減率	国保事業費納付金
人	円		%	① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑤ 円	⑥ %	⑦ %	④' 円	⑤' 円	⑥' %	⑦' %	④'' 円	⑤'' 円	⑥'' %	⑦'' %	⑧ 円	
広島市	248,476	574,815	1.161	87.63	125,389	2,857	128,246	3,967	132,213	3.09	5.44	▲ 594	127,652	▲ 0.46	1.80	2,513	130,759	1.96	4.28	148,248
呉市	47,235	482,023	1.137	93.85	130,996	0	130,996	▲ 10,390	120,606	▲ 7.93	▲ 7.93	▲ 7,114	123,882	▲ 5.43	▲ 5.43	▲ 1,360	129,636	▲ 1.04	▲ 1.04	139,275
竹原市	6,659	438,966	1.110	94.29	118,899	0	118,899	▲ 3,074	115,825	▲ 2.59	▲ 2.59	▲ 3,669	118,530	▲ 0.31	▲ 0.31	2,432	121,331	2.05	2.05	131,687
三原市	21,467	508,429	1.073	94.68	124,670	0	124,670	▲ 2,018	122,652	▲ 1.62	▲ 1.62	▲ 2,048	122,622	▲ 1.64	▲ 1.64	134	124,804	0.11	0.11	134,826
尾道市	33,185	479,406	1.080	94.00	121,460	0	121,460	▲ 19	121,441	▲ 0.02	▲ 0.02	221	121,681	0.18	0.18	1,586	123,046	1.31	1.31	133,918
福山市	101,444	481,059	1.022	90.47	111,400	547	111,947	8,228	120,175	7.35	7.88	4,139	116,086	3.70	4.21	5,077	117,024	4.53	5.05	131,287
府中市	8,517	480,871	0.985	93.53	118,564	0	118,564	1,915	120,479	1.62	1.62	2,193	120,757	1.85	1.85	5,086	123,650	4.29	4.29	130,998
三次市	11,118	514,804	1.139	95.59	104,508	13,338	117,846	7,585	125,431	6.44	20.02	5,393	123,239	4.58	17.92	5,393	123,239	4.58	17.92	128,473
庄原市	7,858	491,389	1.068	96.57	121,081	0	121,081	1,669	122,750	1.38	1.38	1,596	122,677	1.32	1.32	1,787	122,868	1.48	1.48	132,764
大竹市	6,914	571,180	1.127	94.43	133,921	0	133,921	▲ 890	133,031	▲ 0.66	▲ 0.66	▲ 525	133,396	▲ 0.39	▲ 0.39	2,206	136,127	1.65	1.65	140,109
府中町	10,242	572,136	1.113	93.09	132,372	10,902	143,274	▲ 11,172	132,102	▲ 7.80	▲ 0.20	▲ 10,300	132,974	▲ 7.19	0.45	▲ 10,300	132,974	▲ 7.19	0.45	148,241
海田町	5,891	576,898	1.095	94.17	114,534	0	114,534	18,734	133,268	16.36	16.36	2,803	117,337	2.45	2.45	8,680	123,214	7.58	7.58	129,384
熊野町	6,082	560,501	1.070	94.81	113,649	0	113,649	12,875	126,524	11.33	11.33	3,387	117,036	2.98	2.98	3,387	117,036	2.98	2.98	125,371
坂町	2,869	508,743	1.232	94.15	118,173	0	118,173	5,119	123,292	4.33	4.33	3,262	121,435	2.76	2.76	7,859	126,032	6.65	6.65	136,568
江田島市	7,056	511,126	1.230	93.99	121,671	0	121,671	5,500	127,171	4.52	4.52	3,558	125,229	2.92	2.92	4,349	126,020	3.57	3.57	137,135
甘日市	26,471	626,217	1.029	94.59	127,706	0	127,706	9,821	137,527	7.69	7.69	4,921	132,627	3.85	3.85	4,921	132,627	3.85	3.85	143,661
安芸太田町	1,629	451,745	1.181	96.27	101,989	0	101,989	16,971	118,960	16.64	16.64	3,485	105,474	3.42	3.42	17,771	119,760	17.42	17.42	141,729
北広島市	4,248	538,057	1.043	94.15	111,498	0	111,498	15,092	126,590	13.54	13.54	3,671	115,169	3.29	3.29	3,671	115,169	3.29	3.29	125,706
安芸高田市	6,482	520,793	1.093	96.08	134,920	0	134,920	▲ 6,634	128,286	▲ 4.92	▲ 4.92	▲ 7,472	127,448	▲ 5.54	▲ 5.54	▲ 6,030	128,890	▲ 4.47	▲ 4.47	145,993
東広島市	36,373	525,651	1.011	92.13	119,436	0	119,436	6,122	125,558	5.13	5.13	2,955	122,391	2.47	2.47	2,955	122,391	2.47	2.47	128,398
大崎上島町	2,032	498,360	1.227	96.30	98,715	18,905	117,619	6,805	124,424	5.79	26.04	1,591	119,210	1.35	20.76	11,023	128,642	9.37	30.32	126,594
世羅町	3,792	484,205	0.907	97.17	109,353	0	109,353	11,798	121,151	10.79	10.79	3,432	112,785	3.14	3.14	12,860	122,213	11.76	11.76	130,576
神石高原町	2,186	468,323	0.977	98.28	97,485	0	97,485	21,106	118,591	21.65	21.65	3,332	100,817	3.42	3.42	7,085	104,570	7.27	7.27	126,359
全県	608,226	535,194	1.092	90.77	121,889	1,755	123,644	3,567	127,211	2.88	4.37	346	123,990	0.28	1.72	2,716	126,360	2.20	3.67	139,947

《注記》

- ※1: 国保事業報告システム連携ファイルの一般被保険者数(平成28年4月～平成29年3月)の平均
- ※2: 市町村基礎ファイルの一般被保険者課税限度額控除後所得(平成28年度)から算出
- ※3: 国保事業費納付金等算定標準システムの試算結果から算出(平成25年度～27年度の3年平均で、年齢調整後の地域差指数に相当)
- ※4: 国民健康保険の現況から算出(平成25年度～27年度の過去3年間の実収納率の平均)
- ※5: 市町村基礎ファイルの1人あたり平均保険料額[予算額から決算額(賦課額)に変更]
- ※6: 市町村基礎ファイルの係数算定シートから算出[予算額から決算額に変更]
- ※7.9: 国保事業費納付金等算定標準システムの試算結果
- ※8: 納付金等算定ガイドラインに沿った算定方法(シェア方式)を基に、保険料率の統一のため、公費や経費等を調整するとともに、医療費指数を反映しない(反映係数α=0)試算を行ったことによる影響額
- ※10: 文比による公費を用いた激変緩和措置により、⑨と当該年度に本来保険料で集めるべき額(⑤)に準じるものを文比し、⑨に対する増減率を⑥'に変更し、制度変更による影響を緩和している。
- ※11: 現行保険料水準に対する増減率を示しており、具体的な保険料率や額は所得水準や世帯構成のモデルケースによって異なる。
- ※12: 国保事業費納付金(退職被保険者分は除く)には、シェアされた保険料収納必要額以外に、地方単独事業の減額調整分や財政安定化支援事業、保険者支援制度などの市町からの法定内繰入金や市町向け交付金が個別加算されている。



《激変緩和措置の内容》

- 過年度(滞納繰越分)の保険料収納見込額の納付金算定基礎額(経費)への振り替え
現年度分の収納率向上に努め、過年度分を計画的に削減する猶予期間として、激変緩和措置期間中は県全体の公費扱い(特定財源)とせず、各市町の留保財源とする。
- 文比による公費を用いた調整(国のガイドラインに基づく激変緩和措置)
新制度の1人当たりの保険料収納必要額が、基準年度(平成28年度決算)に比べて一定割合(自然増等+α)を超えて増加すると見込まれる市町について、国の普通調整交付金(暫定措置分)及び県繰入金(1号分)を活用し、当該必要額を減額する。(③から⑥へ増減率を緩和する。)(今回の試算では、一定割合を3.42%で算定)
- 県独自調整(市町間の負担水準の調整) ⇒ 今回の試算には反映していない
新制度の1人当たりの保険料収納必要額が、現行保険料水準に比べて下回る市町の財源を活用し、同必要額が増加する市町の増加率を抑制する。

市町毎の収納率を反映した準統一の市町村標準保険料率（モデルケースによる保険料額）
【平成29年8月31日現在の試算】

<試算条件等>

○平成29年度の市町村標準保険料率は、市町毎の保険料収納必要額に、標準的な収納率を反映して算出したもので、準統一の保険料率に加えて、激変緩和措置適用後について3方式統一の場合と市町村算定方式の場合の3通りの試算を行った。

○モデルケースⅠは、世帯主(40歳)、給与収入約360万円(基礎控除後所得200万円)、配偶者(40歳)、所得なし、固定資産税なしの2人世帯(介護分を含む)。(29.5.19公表の前回試算と同じ。)

○モデルケースⅡは、世帯主(40歳)、給与収入約350万円(基礎控除後所得194万円)、配偶者(40歳)、所得なし、固定資産税なしの2人(介護分を含む)に、子ども2人を加えた4人世帯。(前回試算に追加)

○激変緩和措置は、丈比べによって、基準年度(平成28年度決算)に比べ、市町毎の1人当たり保険料収納必要額の上昇率を3.42%に抑制するよう、国の普通調整交付金の暫定措置分(約5億円)を投入している。

○激変緩和措置適用後の欄は、次のものを併記した。

A:前期高齢者交付金精算相当額を保険料徴収しない場合

B:前期高齢者交付金精算相当額を保険料徴収する場合

[モデルケースⅠ]夫婦2人(40代)世帯、旧ただし書所得200万円(妻年取0円)

Table with columns for city/town, insurance rates, and amounts for Model Case I. It includes sub-sections for 'A: 前期高齢者交付金精算相当額を保険料徴収しない場合' and 'B: 前期高齢者交付金精算相当額を保険料徴収する場合'.

[モデルケースⅡ]夫婦2人(40代)・子供2人世帯、旧ただし書所得194万円(妻年取0円, 2割軽減世帯)

Table with columns for city/town, insurance rates, and amounts for Model Case II. It includes sub-sections for 'A: 前期高齢者交付金精算相当額を保険料徴収しない場合' and 'B: 前期高齢者交付金精算相当額を保険料徴収する場合'.